

防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

防府市は、市財政への貢献はもとより、スポーツの振興や観光振興などに寄与し、防府競輪場を市民に親しまれる場とすることを目的として 令和3年3月に「防府競輪活性化計画」を策定した。

同計画で示す活性化の方向性と取組を踏まえた施設整備に係る基本設計・実施設計を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により技術提案等を求め、その内容及び能力等を総合的に比較検討して最も適した設計業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容

- ・防府競輪場内施設の解体工事にかかる設計業務
- ・新メインスタンド等の建築工事及び付帯する土木工事等に関する基本設計並びに実施設計業務
- ・設計業務に必要となる調査業務

※業務の詳細は、以下の仕様書等のとおり

「公共建築設計業務委託共通仕様書」

「防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」

「防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務の基本的な考え方」

(3) 業務の履行期限

契約締結の日から令和4年8月31日まで

(4) 提案上限金額

165,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 発注者

防府市

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件にいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 令和1・2年度防府市建設工事等入札参加資格者名簿に登録があること。又は、令和3・4年度防府市建設工事等入札参加資格審査申請を期限内に行い受理されていること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所

の登録を受けていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 契約締結日までの間において、防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者（法人の場合にあっては代表者、個人の場合にあってはその者）、役員及び使用人が、防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 日本国内の公営競技場（競輪、競馬、競艇、オートレース）の施設について、建築設計を行った実績を有すること。

4 失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とし、その者の提出書類は無効とする。

- (1) 令和3・4年度防府市建設工事等入札参加資格審査申請を行ったが、同入札参加資格が認められなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不誠実な記載があった場合
- (3) すでに発表されたものと同じあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると防府競輪場施設整備設計業者選定委員会が認めた場合（契約後に事実関係が判明した場合においても同様）
- (4) 防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）3の参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (5) 提出書類の提出方法や記載内容、期限等が、募集要領、参加申込書及び技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に適合しない場合
- (6) 見積書に記載された金額（税込）が、募集要領2（4）の提案上限金額を上回った場合
- (7) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合
- (8) プレゼンテーションに参加しなかった場合

- (9) 他の参加者のプレゼンテーション及び質疑応答を傍聴した場合
- (10) 参加申込書等の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

5 実務実施上の条件

- (1) 本業務において、管理技術者及び、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各分野において、それぞれに以下の条件を満たす主任担当技術者を配置すること。
- (2) 参加申込書等に記載した管理技術者及び主任担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるとの募集要領12の担当部署の了解を得なければならない。
- (3) 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であって、参加申込書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
- (4) 管理技術者及び建築（総合）分野の主任担当技術者は、参加者と参加申込書提出日まで連続して3か月以上の雇用関係にある者とする。
- (5) 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1人であり、兼任していないこと。
- (6) 建築（総合）分野（積算に関する業務を除く。）を再委託しないこと。
- (7) 再委託にあたっては、簡易な作業を除き、事前に発注者の承諾を得ること。なお、参加申込書提出の際に「予定協力者調書〔様式7〕」を提出した場合は、事前承諾を得たものとみなす。

6 設計者選定の概要

- (1) 選定方式
 - ① 公募型プロポーザル方式とする。
 - ② 審査は、2段階方式（第一次：書類審査、第二次：書類審査・プレゼンテーション）にて実施する。
- (2) スケジュール
 - 本プロポーザルは原則として、次の日程で実施するものとする。ただし、変更する場合もある。

	項 目	日 程 (令和3年)
第 一 次 審 査	募集要領等の公表	4月30日(金)～5月25日(火)
	質問書の受付期間	4月30日(金)～5月14日(金)
	質問書の最終回答日	5月19日(水)
	施設見学の期間	4月30日(金)～5月25日(火)
	参加申込書等の受付期間	4月30日(金)～5月25日(火)
	第一次審査	5月27日(木)
	第一次審査の結果通知	5月28日(金)
第 二 次 審 査	技術提案書等の受付期間	5月28日(金)～6月28日(月)
	第二次審査(プレゼンテーション)	7月5日(月)
	第二次審査結果通知 最優秀提案者(優先交渉権者)特定	7月中旬

7 参加手続等

参加の手順は以下のとおりであるが、提出書類の作成については作成要領による。

(1) 募集要領等の配布

① 配布方法

募集要領等は、防府市産業振興部競輪局のホームページ(以下「市ホームページ」という。)から入手するものとする。

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/12/propo-koubo.html>)

② 配布期間

令和3年4月30日(金)から令和3年5月25日(火)まで

(2) 施設見学

本プロポーザルにおいて、現場での説明会は行わない。施設の見学が必要な場合は、以下の期間内に、事前に募集要領12の担当部署まで連絡のうえ実施するものとする。なお、車券発売業務等により施設によっては立ち入りができない箇所がある。

期間：令和3年4月30日(金)から令和3年5月25日(火)

時間帯：午前9時から午後5時まで

(3) 質問及び回答

本プロポーザル及び業務内容等に関する質問及び回答は、以下のとおり実施する。

回答は、市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって、本プロポーザルによる設計業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

① 質問書の受付及び回答

(ア) 質問書様式

質問書〔様式1〕 ※Microsoft Wordにて作成したもの

(イ) 質問書の受付期限

令和3年5月14日（金）午後5時まで

(ウ) 質問書の提出方法

電子メールにより行うこととし、持参、郵送及びFAXによる質問は、受け付けない。また、電子メールを送信後、電話にて着信を確認すること。

(エ) 質問書の提出先

募集要領12の担当部署

(オ) 最終回答日

令和3年5月19日（水）

※回答は随時行うものとする。

(カ) その他

質問に対する回答は、募集要領の追加又は修正とみなす。

(4) 参加申込書等の提出

① 提出書類及び提出部数

参加申込書等の提出書類は、指定の〔様式2〕から〔様式7〕に基づき作成すること。なお、様式（1枚、1部を除く。）ごとにクリップ留めし提出すること。

② 提出期間

令和3年4月30日（金）から令和3年5月25日（火）まで

【受付時間は、午前9時から午後5時まで】

③ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参により提出する場合は、②の提出期間のうち、土、日曜日及び国民の祝日を除く。郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表面に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。）とし、提出期限までに必着とする。

④ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領書を渡す。郵送の場合は、FAXにて提出書類受領書を送付するので、到着後、電話にて担当部署に連絡すること。

⑤ 提出場所

募集要領12の担当部署

(5) 第一次審査及び結果通知

① 審査日

令和3年5月27日（木）

② 結果通知日

令和3年5月28日（金）

③ その他

（ア）第一次審査の結果は、参加者全員に電子メール及び郵送で通知する。

（イ）第一次審査の結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

（ウ）審査については、募集要領8の審査のとおり実施する。

（6）技術提案書等の提出

第二次審査の対象者として選定された通知を受けた参加者は、以下により技術提案書等を提出すること。

① 提出書類及び提出部数

〔様式8〕、〔様式9〕、〔様式10〕、〔様式11〕及び〔様式12〕を提出すること。なお、様式（1枚、1部を除く。）ごとにクリップ留めし提出すること。作成にあたっては、作成要領を参照すること。

② 技術提案課題

技術提案書〔様式10〕作成上での課題については、募集要領10本プロポーザルにおける参考資料を参照し、以下の2点とする。

- ・ 防府競輪活性化計画のコンセプトに沿った施設等の配置について
- ・ メインスタンド整備の視点について

③ 技術提案書等の提出方法

（ア）提出期間

令和3年5月28日（金）から令和3年6月28日（月）まで

【受付時間は、午前9時から午後5時まで】

（イ）提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参により提出する場合は、（ア）の提出期間のうち、土・日曜日及び国民の祝日を除く。郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表面に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること。）とし、提出期限までに必着とする。

（ウ）提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領書を渡す。郵送の場合は、FAXにて提出書類受領書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。

（エ）提出場所

募集要領12の担当部署

（7）プレゼンテーション及び質疑応答の実施

技術提案の内容について、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答（以下「プレゼン等」という。）を実施する。プレゼン等はリモート形式（Zoom使用、非公開）とする。

（ア）実施日

令和3年7月5日（月）予定

※日時等詳細については別途通知する。

(イ) タイムスケジュール

参加者によるプレゼンテーション 20分以内

質疑応答 15分以内

(ウ) その他

- ・発表順は、技術提案書等が募集要領12の担当部署に提出（到着）した順とする。
- ・事前に提出した技術提案書等を用いて説明することとし、資料等の追加は認めない。
- ・プレゼン等への参加者は3名までとし、予定管理技術者は必ず参加すること。
- ・参加予定者は、プレゼンテーション参加者通知書〔様式12〕を提出すること。
- ・リモート形式で行うので、通信に必要な機材や環境を整えておくこと。
- ・プレゼン等では、参加者名が特定されないよう実施すること。

① 第二次審査の結果通知日

令和3年7月中旬

8 審査

(1) 審査方法

① 第一次審査

第一次審査は、募集要領12の防府競輪場施設整備設計業者選定委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(ア) 参加資格の確認

参加申込書等の内容を確認し、募集要領3の参加資格要件を満たしているかを確認する。

(イ) 第二次審査対象者の選定

参加資格要件を満たす参加者が6者以上の場合は、募集要領12の事務局により、参加申込書等の審査を行い、上位5者を第二次審査対象者として選定する。ただし、上位から5者目とそれ以下の者の得点が同点の場合は、その同点の者全てを第二次審査対象者とする。

② 第二次審査

選定委員による審査を実施する。技術提案書等についての書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、第一次審査での評価点と合わせたうえで、上位から最優秀提案者（優先交渉権者）1者及び優秀提案者（次点者）1者を特定する。なお、審査においては、技術提案書等により参加者が特定されないよう実施するものとする。

(ア) 審査内容

参加者が、防府競輪場施設整備事業についてどのように理解し、施設整備をどのよう

な方針で進めようとしているのか、技術提案書等に基づいて審査する。

(イ) 防府競輪場施設整備設計業者選定委員会

5名の委員により構成

(ウ) 最優秀提案者（優先交渉権者）の特定

以下の審査により最優秀提案者（優先交渉権者）及び優秀提案者（次点者）を特定する。

- a 参加者ごとの総合評価点は、第一次審査の点数に選定委員の数を乗じたものと第二次審査の選定委員の点数の総和を合算したものととする。総合評価点が高い順に順位をつけ、第1位となった者を最優秀提案者（優先交渉権者）として、第2位となった者を優秀提案者（次点者）として特定する。
- b aにおいて、総合評価点が高くて1位が2人以上ある場合は、技術提案書の評価点が高くて最も高い参加者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。
- c aにおいて、総合評価点が高くて2位が2人以上ある場合は、技術提案書の評価点が高くて最も高い参加者を優秀提案者（次点者）とする。
- d 最優秀提案者（優先交渉権者）が本市との契約に際して、辞退又は失格となった場合は、優秀提案者（次点者）を繰上げて最優秀提案者（優先交渉権者）とする。
- e 最優秀提案者（優先交渉権者）及び優秀提案者（次点者）は、総合評価点が高くて本市で定める基準点を上回った者とする。
- f 参加者が1者の場合も審査を実施し、当該参加者の総合評価点が高くて本市で定める基準点を上回った場合に限り、当該参加者を最優秀提案者（優先交渉権者）として特定する。

(エ) その他

- ・審査結果は、採否に関わらず電子メール及び文書で通知する。
- ・審査内容及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- ・審査結果については、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、優秀提案者（次点者）の採点結果を市ホームページに掲載する。

(2) 評価方法

第一次審査及び第二次審査の配点は下表のとおりである。また、第一次審査及び第二次審査の評価項目、評価の視点及び配点は次ページ以降の表のとおりである。

審査段階	配点	備考
第一次審査	80	
第二次審査	240	
計	320	満点

《第一次審査》

評価項目	評価の視点		配点		
				小計	
参加者の技術力	公営競技場の施設の設計実績 (延床面積2,500㎡以上)			15	
予定技術者の技術力	H23.4.1以降に契約履行が完了した同種又は類似施設での実績	管理技術者		12	30
		主任担当技術者	建築総合	9	
			建築構造	3	
			電気設備	3	
			機械設備	3	
	専門分野の技術者資格	主任担当技術者	建築総合	4	10
			建築構造	2	
			電気設備	2	
			機械設備	2	
	CPDの取得単位	管理技術者		2	10
		主任担当技術者	建築総合	2	
			建築構造	2	
電気設備			2		
機械設備			2		
予定技術者の専任性	手持ち業務の量	管理技術者		4	10
		主任担当技術者	建築総合	3	
			建築構造	1	
			電気設備	1	
			機械設備	1	
地元業者への還元	地元の予定協力者数			5	
計				80	

《第二次審査》

評価項目	評価の視点		配点	
				小計
業務実施方針・工程表	担当技術者の編成、バックアップ体制等		1	2
	工程表、工程管理手法		1	2
	コスト削減、工期短縮の取り組み		1	2
	その他（取組意欲・独自提案等）		1	2
技術提案書	【技術提案課題1】 防府競輪活性化計画のコンセプトに沿った施設等の配置について	的確性	2	6
		実現性	2	6
		独創性	2	6
	【技術提案課題2】 メインスタンド整備の視点について	的確性	2	6
		実現性	2	6
		独創性	2	6
見積書			1	2
プレゼンテーション	取組意欲		6	24
	コミュニケーション能力		6	
	理解度		6	
	技術力		6	
計			24	0

9 契約の締結

(1) 契約者の決定

選定委員会が選定した最優秀提案者（優先交渉権者）と協議し、地方自治法第234条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。

なお、最優秀提案者（優先交渉権者）が応募資格を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の優秀提案者（次点者）と交渉するものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書〔様式11〕の金額以内とする。

(3) 契約書

防府市産業振興部競輪局作成の契約書による。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、防府市財務規則第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、防府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、過去2年間に国、地方公共団体等と、募集要領2の業務概要に掲げる事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 本プロポーザルにおける関係資料

下記のうち(1)～(5)は、市ホームページから入手するものとする。なお(6)については、募集要領12の担当部署に相談すること。

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/12/propo-koubo.html>)

- (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書
- (2) 防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書
- (3) 防府競輪場施設整備基本設計・実施設計業務の基本的な考え方
- (4) 第5次総合計画 重点プロジェクト抜粋
- (5) 防府競輪活性化計画
- (6) 防府競輪場内施設に係る図面

11 その他

- (1) 参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式自由)により、募集要領12の担当部署まで提出すること。
- (2) 本プロポーザルに要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え、追加等は一切認めない。
- (4) 提出された参加申込書等及び技術提案書等(以下「審査書類」という。)は返却しない。
ただし、不採用となった場合には、本市の責において処分するものとし、本プロポーザルにおける審査以外では使用しない。
- (5) 最優秀提案者(優先交渉権者)の技術提案書は、全部又は一部を市ホームページ等で公開する場合がある。
- (6) 審査書類については、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (7) 参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報その他、一般の閲覧に供する

場合は、募集要領 1 2 の担当部署の承諾を得ること。

- (8) 審査書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (9) 第二次審査において選定された技術提案書の提案内容が、必ずしも実際の設計に採用されるとは限らない。
- (10) 以下の者は、防府競輪場施設整備事業に係る建物本体及び附帯する土木工事の建設工事の受注資格を喪失する。
 - (ア) 本業務委託を受託した者
 - (イ) 本業務に配置される主任担当技術者が所属する協力者
 - (ウ) 上記の (ア) 及び (イ) と資本面・人事面において関連があると認められた者

1 2 担当部署（防府競輪場施設整備設計業者選定委員会事務局）

防府市 産業振興部 競輪局

〒747-0808 山口県防府市国分寺町 8 番 2 号（防府競輪場内）

担 当：藤田、中司、梅田

電 話：0835-22-1212（代表）

F A X：0835-22-8552

E-mail：keirin@city.hofu.yamaguchi.jp